

「第 53 回高知県国土利用計画審議会」

開催日時：平成 28 年 2 月 3 日（水） 13:30～

場所：高知共済会館 3 階「桜」

委員：岩崎憲郎、大山誠一郎、岡部早苗、小坂雄一郎、笹原克夫、玉里恵美子、中平雅彦、
西井一成、畠中智子、田内成幸、広末幸彦、藤本武志、細川公子、山本洋子、
横川浩幸 （14 名）

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
 - (1) 諮問事項
 - ・高知県土地利用基本計画の変更について（案）
－高知県土地利用基本計画図の変更－
 - (2) 報告事項
 - ・高知県土地利用基本計画報告事項について
－林地開発許可等の状況－
 - (3) その他
- 4 閉会

（司会）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第 53 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めます、用地対策課課長補佐の宮脇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご出席の予定の委員様お一人が到着が遅れておりますが、定刻が参りましたので開催をしたいと思います。

まずは開会に当たりまして、土木部長の福田からご挨拶を申し上げます。

（土木部長）

皆さん、こんにちは。高知県土木部長の福田でございます。昨年 7 月から土木部長を拝命しています。

本日は大変お忙しい中、第 53 回になりますこの高知県国土利用計画審議会にご列席いただきましてありがとうございます。

また、日頃から本県の土地行政の円滑・的確な推進を始めといたしまして、県政全般にわたり幅広くご支援・ご協力を賜りますことをこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

さて、この県の土地というのは限られた資源でございます。県民の生活や産業活動にとって不可欠な基盤であると同時に、より良い形で次世代にこれをつないでいかなければならない大切な財産でもございます。本県は人口の減少ですとか高齢化が進む中で、この

県の保全・管理といった課題のほかに、近い将来発生すると言われております南海トラフ地震を含みます、この自然災害のリスクに備えて、安全・安心な県土の基盤づくりに現在邁進をしておるところでございます。こうした状況の中で土地を有効に活用し、そして適切に管理していくことがますます重要となっております。

本日の審議会では、高知県土地利用基本計画書の変更案件についてご審議をお願いをいたします。内容といたしましては、知事より諮問を受けました森林地域の案件7件につきまして、本日の審議会で答申を決定していただきたいと存じます。また、その答申を受けまして、土地利用基本計画の変更手続に入ってまいりたいというふうを考えております。また、この1年間に林地開発の変更許可等を受けた新規案件につきましても4件ご報告をさせていただきます。

委員皆様方の各専門分野でのご経験やご見識を賜り、適切にご審議をちょうだいいたしたいと考えているところでございます。今後とも県政の推進に向けてご支援を賜りますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。

今日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、ご審議いただきます前に、お配りしております資料のご確認をお願いしたいと思います。資料の表紙のほか、「本審議会の次第」、それから「高知県国土利用審議会委員名簿」、それから「本審議会の配席等を記した配置図」、「土地利用基本計画変更に関する諮問書の写し」、そして資料1として「土地利用基本計画の変更について(案)」、資料2といたしまして「第53回高知県国土利用計画審議会説明資料」、資料3としまして「太陽光発電設備の取り扱いに関する回答」、以上でございますが、配付漏れはございませんでしょうか。これらの資料は一部を除きまして事前に委員の皆様にはお送りをしておりましたが、本日改めてお配りした資料は、資料の内容に影響しない範囲で訂正をしておりますのでご了承をお願いいたします。

続きまして、前回の審議会の後、異動等によりまして3名の委員が離任をされまして、同数の委員を新たに委嘱させていただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。お手元の資料で「高知県国土利用審議会委員名簿」をごらんください。新委員の方には備考欄に「新任」と記させていただいております。五十音順に作成しております委員名簿の上から順にご紹介をさせていただきます。まず、お一人目は、高知県町村会会長の岩崎大豊町長様でございます。

(岩崎委員)

岩崎です。よろしく願い申し上げます。

(司会)

お二人目は、四国森林管理局の大山局長様でございます。

(大山委員)

大山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

お三人目は、高知県農業協同組合中央会の田内専務理事様でございます。

(田内委員)

田内でございます。よろしくお願ひします。

(司会)

続きまして、本日の出席委員数をご報告いたします。本日の審議会には14名の委員の出席をいただいております。これは委員定数15名の半数以上を満たしておりますので、当審議会条例第5条に定められております「2分の1以上の出席」により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本審議会は「高知県審議会等の会の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして、公開とさせていただいておりますので、ご承知願ひします。

会議の進行につきましては、審議会条例の規定によりまして会長に願ひすることになっております。それでは、西井会長様、よろしくお願ひいたします。

(西井会長)

皆様にはお忙しい中ご出席ありがとうございます。暖冬、暖冬と言っておりましたが、年を明けますと急に寒くなり、私も少し体調を崩しましたので、今日はお聞き苦しい点もあるかとは思いますが、どうかよろしくお願ひします。座らせていただきます。

それでは審議に入ります。まず初めに、審議会運営要領の第6条第3項により、本日の会議録署名人の選任をお願ひします。差し支えがなければ慣例により私から願ひしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(西井会長)

それでは、今回は笹原委員と山本委員のお二人に願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(西井会長)

では、よろしくお願ひします。

まず初めに、昨年の審議会にて委員より質問があった内容について事務局より報告があります。

(事務局 北課長)

事務局を預かっております、高知県用地対策課長の北でございます。本日はどうかよろしくお願いたします。それでは、失礼しまして座って説明をさせていただきます。

本題に入ります前に、昨年の本審議会での場で委員の皆様からご質問いただいた中で、太陽光発電設備に関するご質問など、その場でお答えできなかった事案について、後日回答させていただくというふうにさせていただいておりました。回答が大変遅くなりましたが、本日この後、諮問・報告をさせていただく案件の中にも太陽光発電設備に係るものがございますので、初めにご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元にお配りしております資料ナンバーの3、「太陽光発電設備の取り扱いに関する回答」という表題の資料をまずごらんをいただきたいと思っております。

まず1点目といたしまして、太陽光発電設備について開発が途中で頓挫した場合や売電事業終了後に不要となったパネル等の廃棄処理等については、どのような対応になるのかというお話がございました。

まず、開発を途中で中止するとき、これは、お手元の資料には書かれてございませんが、例えば、審議会でお諮りをしております案件であれば許可等の手続を経て着手した開発行為になりますので、この場合は事業廃止に伴い事業者はその必要に応じ、災害の発生の防止、自然環境の復元等の措置を取らなければならないことになっておりますし、知事が必要があると認めるときは事業者に必要な措置を取るよう命じることができます。

しかし、開発途中で事業者が例えばいなくなってしまうような場合、これにつきましては、そのまま放置すると防災上著しく危険であるなどの一定条件を満たすものであれば、行政における、例えば代執行が認められるケースもございますが、単に個人の土地にパネルを放置しているような状態では直接事業者に対応させることができないため、なかなか手段がないというのが実情でございます。

そうなりますと、簡単には元の状態に戻すことはできないことから、事業が途中で放棄されるようなことがないように、事前にきちんと事業の遂行ができる事業者かどうかを検討していくということが大事になってまいります。

例えば、土地基本条例の事前手続であれば、事業者の資力及び信用に照らして開発行為の適正な遂行が可能かどうか、その確認のため事業者から資金計画や過去3年間の決算書を提出させておりますが、そういったところをしっかりと見ていくことで、途中で放棄される心配が少しでも減らせるのではないかと考えております。

ほかに、事業者に対する監視、抑止効果が期待できる取組としまして、例えば、開発地の自治体等と事業者との間で、対象項目の中に定期的な事業報告や将来的な処分方法も含めた開発協定の締結などが想定されるところであります。

次に、パネル等の廃棄処分等についてでございます。現在、再生可能エネルギー設備の廃棄に係るシステムが確立されていない状況にあるということで、昨年、この審議会の場でも少し触れさせていただきましたが、平成25年度より国では使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する検討会を立ち上げており、平成27年の6月に報告書が取りまとめられ公表されております。

今、お手元の資料の4枚目、最後のカラーのページをめくっていただけますでしょうか。

報告書全体は 70 ページを超えるものでございますので、本日は皆様のお手元には一枚紙にまとめられた、これは国が作ったものでございますが、概要版をお配りしております。

そちらをごらんいただきますと、左上の 1、検討の経緯といたしまして、固定価格買取制度によって大量に導入される再生可能エネルギー設備が、今後 10 年後 20 年後の売電期間終了後に廃棄量の急増が見込まれているため、それに対する備えが必要という背景がございます。

その右側には、今回、太陽光発電設備の撤去・運搬・処理に関する検討を行う上で、現状がどうでありどういった課題があるのか、その調査項目と現状分析の結果が記載されております。内容を見てみますと、太陽電池モジュールの排出見込量は 2040 年度には約 80 万トンに上ることや、モジュールの素材構成としてはガラスの占める割合が一番大きく、リサイクルの面で課題となっていること。経済性では、廃棄に要する費用のうち、撤去費用の占める割合が大きく、その費用を除いても得られる資源価値よりリサイクル費用がかかるため、リサイクルの事業性は高くないことなどが報告をされております。

これらを踏まえ、検討会において今後の目指すべき方向性を整理し、太陽光発電設備の撤去・運搬・処理のあるべき姿を実現するための課題と対策メニューの関係を表したものが下右半分の表となっております。

この検討結果に基づき、国では業界団体等と連携し、太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた取組を順次実施していくということであり、現在は「太陽光発電設備の撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン」の策定等を進めているというふう聞いております。

現時点では、太陽光発電設備の廃棄処分等に係る処理システムが確立されていない状況にあるため、廃棄方法にもばらつきがございますが、今後、国において、その仕組みが構築され事業者にも周知されることになれば、廃棄の問題についても一定解決の道筋が付くのではないかとこのふうには思っております。

続いて、その資料の 1 枚目に戻っていただいて、2 点目の、太陽光発電設備と、都市計画法及び建築基準法との関係について申し上げます。都市計画法の開発許可制度は開発行為に対する規制であり、建築基準法による建築確認制度は建築物に対する規制であって、共に相まって健全な都市づくりを図るものであり、開発行為と建築行為が一体として行われる場合には、原則、許可と確認が共に必要となってまいります。しかし、太陽光発電設備の設置に関しては、ほとんどの場合、この許可、確認が要らないというケースが多くなってございます。

この取扱いに関してましては、お手元のその資料に国からの通知の写しを通知①、通知②として付けております。

まず、太陽光発電設備を設置するのに都市計画法の開発許可が必要かどうかについてですが、お手元資料の 2 枚目、通知①を見ていただけますでしょうか。その下から 5 行目、少し読み上げますと、開発許可は、都市計画法第 4 条第 12 項に定める開発行為、すなわち主として建築物の建築の目的の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行おうとしている場合に許可を要するものであるため、太陽光発電設備及びその附属施設が建築基準法第 2 条第 1 項に定める建築物でない場合は開発許可を要しない、というふうに書かれて

ございます。

それでは建築基準法の取扱いはどうかと言いますと、それは資料の3枚目、通知②をごらんいただけますでしょうか。

文章の中の、第1 太陽光発電設備の法が適用される工作物からの除外について、これをそのまま読みますと少し分かりにくいので、要約をいたしますと、電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備は、建築基準法の規制と同等の規制を受けるものとして、建築基準法の適用となる工作物から除外するということになります。また、その裏面を見ていただきましたら、その第2に、土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いについて、メンテナンスを除き、架台下の空間に人が立ち入らず、かつ、その空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築基準法第2条第1項に規定する建築物には該当しないとしています。

これにより、先ほどの開発許可の通知にありました建築基準法第2条第1項に定める建築物ではない場合は開発許可を要しないという取扱いを行っているということになります。

以上のように、太陽光発電設備については、例外的な取扱いが認められているということでございます。

なお、建築基準法上の建築物であるかどうかについて疑義がある場合には、県又は高知市については、高知市の建築確認申請の担当課に確認していただく必要がありますし、都市計画法上の許可が不要な場合でも、他の法令や市町村等の条例等で土地の造成等の規制がかかる場合には、当然その手続を取っていただく必要があるわけでございます。

太陽光発電設備に係る説明は以上でございます。

そのほかに、開発された後追いのモニタリングのお話ですとか、それから将来的な土地利用の在り方に関して、昨年度の審議会の場で国に意見を伝えていくということについてご要望をいただいております。これに関しましても、ご報告をさせていただきます。

毎年、土地利用に関する諸課題等を話し合う場といたしまして、中国・四国ブロック国土利用計画法担当者会というものが各県持ち回りで開催されております。

今年度は昨年6月上旬に鳥取県で開催をされましたが、国からも、国交省土地・建設産業局企画課長を始め、数人の職員が出席をしておりました。

その会に、本県から、今年は再生可能エネルギー発電施設に係る大規模計画の状況とその対応について、また昨年度は、開発行為後の後追い調査についての実施状況を課題として挙げまして、各県の状況や国のご意見等を伺っております。

また、それとは別に、土地政策に関する事業の円滑な推進を図ることを目的に、全国の都道府県及び指定都市の土地対策主管課長をもって組織される土地対策全国連絡協議会というものがございます。この会には、全国総会というものはありませんが、各地区ブロックの代表が集まる幹事会というものがございます。

毎年、この協議会では、国土利用計画法等に関する国への要望等を行っております、その調整を行う際の会議には、国からも多くの職員が出席をしております。本年度は、高知県は中四国ブロックの代表幹事の周りで行ったので、幹事会に出席する機会がございました。そこで、その会で開発完了後の追跡調査や太陽光発電設備に係る土地利用の状況について、意見を述べさせていただいたところです。

国の反応につきましては、開発後の対応を考えていくことの重要性は認識しており、都道府県が独自にモニタリング等を行うことについては大いに結構だと思うと。しかし、国としては、まずは土地利用に係る現状の課題についてしっかり取り組んでいきたいというような対応、回答でございました。

他の自治体につきましては、土地利用の状況は様々でございまして、そこで生じている課題や問題意識も様々であることから、全体として今後取り組むべき共通の課題であるとの認識を持っていただくことにはなりませんでしたが、本県と同様の課題を持つ県、例えば太陽光につきましては静岡県とか、そういうところからは大きく賛同をいただいたところがございます。現時点では関心がそれほどでなくても、提案等を積み重ねていくことで将来につながっていくのではないかと考えております。そういったことから、今後も担当者会議や連絡協議会等を通じまして、国や他県に対し、頂いたご意見は高知県として発信をしていきたいと考えております。

最後に、昨年、ご報告をいただきました後追いのモニタリングの件でございます。皆様ご承知のように、土地利用基本計画図の変更案件につきましては、個別規制法の開発許可等に基づきまして、当該地域としての利用保全を図る必要がなくなった地域について計画図からの除外をしております。現在の法律では、この計画図からの除外、開発行為の完了までが手続上の区切りとなっており、それ以降は手続に関する根拠がなく、その後の実態の把握はしておりませんでした。これに関しまして、本審議会で、開発後の状況についても目を向けるべきではないかのご意見を頂いたことから、昨年度、過去10年間の審議会の諮問案件のうち、資材置場などの一定の条件に当てはまる11件を選定いたしまして、現在の状況についての調査結果を報告させていただいたところでございます。

この試みに対しましては、引き続き行ってほしいというご意見を頂きましたので検討を行い、その中で、追跡調査を続けていく上での課題といたしまして、開発完了後の案件については、現在開発中の案件と異なりまして、まず1つ目としては、現地の立ち入り等をするのに法令の規定がなく関係者の協力が得られない場合があるということ。それから2点目といたしまして、古い案件につきましては場所の特定が難しい場合があるということ。それから3点目といたしまして、通常案件と並行して調査をいたしますことから、1回に報告できる件数は限度があるということなどが出てまいりました。

そういったところを参考にいたしまして、当課といたしましては、前回報告をさせていただいた案件以降に審議会にお諮りをしている案件につきまして、おおむね事業完了後3年を経過したものについてご報告をさせていただくということを考えております。

これは、委員の皆様方の任期が3年、一つの任期が3年ということになっておりますので、その任期の期間中に、必ず一度、後追調査についてのご報告をさせていただくというイメージを想定をしております。今後、実施していく上で、改善点などございましたら、ご意見等をちょうだいいただければと思います。

本題に入ります前のご説明は以上でございます。

(西井会長)

ただいま、昨年度のご質問等につきまして報告がございましたが、ご意見等がございま

したら、どうかよろしく申し上げます。

(委員)

これ質問なんですが、通知の②、国交省の建築指導課長の文章ですが、ここで記の下、第1で太陽光発電設備の法が適用された工作物からの除外についてということで、電気事業法で建築基準法と同等の審査をするよというお話がございました。ここで振り返って確認したいのが、厳密にはご説明いただけないと思うんですが、太陽光発電設備の中で一般的にどこまでが建築基準法の指定を受ける工作物で、どこから先が、例えば太陽光パネルなんかも建築基準法じゃないと思うんですけど、どこから先が建築基準法じゃない工作物なのか、大体の目安をお話いただけると有り難いのですが。

(事務局 北課長)

先ほど少しご説明させていただきましたが、土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いについてはメンテナンス等を除き、架台下の空間、台の下の空間に人が立ち入らず、かつ、その空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては建築基準法第2条第1項に規定する建築物には該当しないとしています、ということですので、通常のパネルというのは該当しないというふうに考えていいのではないかとこのふうには思っております。

(委員)

架台も含めて、パネル、いわゆる発電設備自体はこの建築物にならないということですね。例えば、格納するハウスとか建っていると、あれは建築物になるわけですね。微妙な場合も多いと思いますけれど。

(事務局 北課長)

今言ったような内容に該当するというものであれば、当然対象になるとふうには考えますが、ちょっと個々具体的にはどのような用に供されているのかというのがそれぞれあると思いますので、判断はまたそれぞれあるかとは思っています。

(委員)

そうするとちょっとまとめますと、大部分の太陽光の発電設備、パネル等々は建築基準法から除外される場合が多いと。それで、電気事業法で縛ることになるという理解でよろしいですか、大まかには。

(事務局 岡本)

事務局の岡本と申します。

電気の、要するに発電パネルのほうはそういったご理解で、笹原委員のおっしゃられた建物については通知の③のほうにございます、本文の記からその下でございますけれども、読ませていただきますと、太陽光発電設備（建築基準法上の建設物でないもの）の付属施

設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該附属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、都市計画法第29条の開発許可は不要である、ということなので、開発許可については、建物であっても要らないケースもあるというところでございます。

(委員)

分かりました。最後確認したいのが、建築基準法の外に出た工作物、太陽光発電設備ですね。これ電気事業法の縛りということなので、高知県においてもそれを審査する担当課が存在すると理解してよろしいですか。そこだけ。そこが一番大事なんですけれど。

(事務局 岡本)

工作物に当たるかどうかというのは、こちらに書かさせていただいていますように、建築確認申請の担当課になるかと思えますけれども、そちらに工作物、建築確認の審査の対象になる工作物であるかどうかということのご判断はしていただけるというふうには伺っております。

(委員)

その場合、工作物、建築確認対象でないとなった場合は野放図と考えてよろしいですか。要は、県としてそういう審査権限は持たないということでしょうか。ここを確認したかったのですが。

(事務局 岡本)

すいません、ちょっとその細かなところまでは承知はしておりませんが、対象としているものでないということであれば、対処する立場にないといえますか、判断できないのではないかとこのように理解をしております。

(委員)

分かりました。そうしたら、漏れるものもありそうですよという理解でよろしいですか。大雑把に、漏れるというのは、要は、国土利用計画の審査に引っ掛からないものもありそうですという理解でよろしいですか。

(事務局 岡本)

土地、国土審の関係につきましては、土地利用ということがこの審議会の主眼ということになっておりますので、許認可に関しての話は、県の手続を負う部分については関係課のほうから内容を伺っておりますけれども、電気事業法の関係につきましては、例えば経産省さんとかというところであれば、こちらのほうで詳細を把握してないところもございませ

(委員)

分かりました。

(西井会長)

よろしいでしょうか。
ほかにごいませんか。

「高知県土地利用基本計画の変更について（案）」

(西井会長)

それでは本題の審議に入ります。

1 つ目の議題はお手元に諮問書の写しがございますように、このとおりで知事から諮問を受けております。「高知県土地利用基本計画の変更について」、この案件の質疑は1件ごとに事務局から説明をいただき、委員の皆様からご意見、ご質問を受ける形で順次審議を進めたいと思っております。そして、その後、全案件につきまして委員の皆様のご了承を得られるようでしたら、本日、一括して答申をまとめたいと存じますが、よろしくお願いたします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

(西井会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局 北課長)

それでは、本題の資料の内容につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。本日の配付資料のうち、まず資料1、こちらの「土地利用基本計画の変更について（案）」資料1の書いた資料でございますが、これが先ほど会長のほうからもお話がありましたが、国が定めた様式で、本日お諮りする正式な案となるものでございます。本日、審議会でご答申いただければ、正式に国に提出する予定でございます。

それでは、その内容について簡単に説明をさせていただきます。

資料をまず開いていただきまして、まず1ページ目ごらんください。都市地域、農業地域、森林地域など、5つの地域区分の変更概要の総括表となっております。左側が現行の面積で、今回、変更する面積は真ん中の欄、上から3つ目の森林地域の面積が50ha縮小し、変更後の森林地域の面積は60万2,255haとなっております。これにより白地地域が13ha拡大いたしまして、2,604haとなっております。

次に2ページは、変更地域別の概要として、今回、変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由等を記載しております。今回は、土佐、大月、四万十町、四万十市2件、それから日高、香美の7つの森林地域の縮小案件がございますが、内容につきましては、後ほど個別に詳しく説明をさせていただきます。

ページが飛びまして、5ページから10ページにかけましては、今回、変更しようとする

地域の土地利用基本計画図でございますが、図面等で少々分かりづらい部分もございますので、これも後ほど資料2のほうを使って詳しく説明をさせていただきます。

それから、11ページの計画書につきましては、今回、変更はございません。

12ページをお開きください。4 市町村・国土審議会への意見聴取の結果の欄でございます。

(1) 市町村につきましては、土佐町、大月町、四万十町、四万十市、日高村、香美市との調整結果（意見聴取）でございますが、いずれも「特に意見なし」との回答を頂いております。次の(2) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関につきましては、本日の審議会で答申を頂ければ、その旨を記載し、正式に提出することになります。

以上、簡単ですが、資料1の「土地利用基本計画の変更について」に係る説明を終わらせていただきます。

続きまして、もう1つの資料、資料2を使いまして、今回の計画図の変更とその内容につきまして説明をさせていただきます。

資料2をお開きいただきますと、まず、この資料の目次となっております。本日お諮りいたしますのは、1の高知県土地利用基本計画の変更について（案）の諮問事項と、そして2といたしまして、林地開発許可等の状況についての報告事項となっております。

次の1ページをお願いいたします。今回お諮りいたします、土地利用基本計画の変更について（案）は、ここに記載しております7つの森林地域の縮小に関する案件となっております。

それでは、まず、整理番号1の土佐森林地域の縮小案件について説明をいたします。

2ページをお開きください。場所は右側の位置図をごらんいただきますでしょうか。土佐町役場から南東方向、県道高知本山線から東に入りました土佐町溜井地区というところで、土佐町堆肥センターのすぐそばにあります。森林地域の縮小面積は2haで、変更理由といたしましては、牛畜舎、牛小屋といえますか牛の畜舎ですね。牛畜舎造成工事により計画の変更を行おうとするものでございます。他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域に指定をされております。

次の3ページをお開きください。事業の概要は、株式会社れいほく未来が事業主体となりまして「土佐あかうし」の生産設備の整備を行うもので、平成25年6月に開発許可を受け造成工事等を行っておりましたが、昨年3月に工事が完了したことから、今回、正式に森林地域の面積を縮小することとしたものでございます。本案件につきましては、平成25年度の第51回当審議会において報告事項として説明をさせていただいた案件でございます。当時の資料では、平成26年3月に完了予定となっておりますが、造成中に斜面の一部が崩れましたことにより、工期が1年延長となったものでございます。この事業の事業区域は約3.7haで、このうち、緑色で着色した部分が残置森林として森林のまま残す部分でございます。黄色で着色した部分が森林を切り取り造成工事を行いました区域となります。

4ページをお願いいたします。上段の写真が前回報告をさせていただいた際に撮影をした写真で、下段が現在の完了後の写真となっております。

整理番号1の土佐森林地域の縮小案件についての説明は以上でございます。よろしくお

願いたいします。

(西井会長)

ただいま、事務局から土佐森林地域縮小の整理番号 1 につきまして説明がありましたが、ご意見やご質問のある方お願いします。

ご意見、ご質問なさそうですので、次に行きたいと思います。

それでは、次の整理番号 2、大月森林地域の縮小につきまして、事務局、説明をお願いします。

(事務局 北課長)

それでは、整理番号 2 の大月森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。

5 ページをお願いいたします。場所は右側の位置図をごらんください。国道 321 号線から北に入った幡多郡大月町大字姫ノ井地区になります。内容は、森林地域の縮小面積が 5ha。変更理由といたしましては、鶏舎建設のため計画の変更を行おうとするものでございます。他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域に指定をされております。

次のページ、6 ページをお願いいたします。事業の概要といたしまして、株式会社ヤマニファームが飼育羽数の増加を図るために鶏舎の増築を目的として、平成 23 年 9 月に林地開発許可を受け、造成工事を行ったもので、平成 26 年 9 月に工事が完了したことから、今回、正式に森林地域の面積を縮小することとしたものです。本案件につきましては、平成 24 年度の第 50 回当審議会において報告事項として説明させていただいた案件でございます。この事業の事業区域は図面の赤い線で囲った部分、A 工区と B 工区、両方合わせて約 1.8ha となっております。このうち、黄色で着色した部分が土地の形質を変更する森林と表記しておりますが、山切り及び谷の埋め立て工事により平地になった部分で森林地域から除外される区域となります。

次のページ、7 ページに現地の写真を掲載しておりますが、畜舎完成により飼育量としては、これまでの年間 50 万羽、1,700t の出荷量から、事業拡大によりまして、年間 90 万羽、トン数にいたしまして 2,500t の出荷量を目指していると聞いております。

整理番号 2 の地域の縮小に関する説明は以上でございます。

(西井会長)

整理番号 2 につきまして事務局から説明がありましたが、これについてご意見やご質問ございませんでしょうか。

それでは、次の整理番号 3、四万十(町)森林地域の縮小について事務局説明をお願いします。

(事務局 北課長)

それでは、8 ページの整理番号 3 の四万十（町）森林地域の縮小案件につきましてご説明をいたします。

場所は、その 8 ページ右側の位置図に示しておりますが、松葉川温泉の南東方面、県道松原窪川線から東に少し入りました四万十町作屋地区というところがございます。森林地域の縮小面積は 3ha で、変更理由といたしましては、太陽光発電施設用地の造成に係る他用途転用によるものでございます。他地域との重複状況につきましては、農業地域が重複しております。

次ページ、9 ページをお願いいたします。事業の概要といたしましては、高知エコエネルギー株式会社と株式会社ソレイユという 2 つの会社が、それぞれ別途に太陽光発電設備の設置を行うことを目的として造成工事を行ったものでございます。この事業の事業区域は、図面が見つらいですが、図面の茶色い線で囲った一番外側の部分で約 7ha となっております。このうち、黄色の枠で囲まれた部分が土地の形質を変更する森林であり、濃い緑で塗られた部分が残置森林、薄い緑で塗られた部分が造成森林となります。その他の部分は、森林以外の原野又は雑種地となっております。

事業は平成 27 年 6 月に完了しておりまして、次ページ、10 ページに現在の写真を載せております。施設の概要といたしましては、2 つの施設で 245W のパネル約 1 万 3,000 枚余りを設置しており、最大出力は 3MW で、年間発電量は一般家庭約 900 世帯分の約 330 万 kWh を見込んでおるとのことでございます。

整理番号 3 番の四万十（町）森林地域の案件の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

（西井会長）

それでは、ただいまの件につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

（委員）

1 点だけ。9 ページを見ますと、事業期間、平成 26 年 6 月からなんですけど、林地開発許可が 10 カ月後の平成 27 年 4 月 15 日となっております。普通にぱっと見ると、これ許可受ける前に始めたのではないかと思ってしまうのですが、この辺、法令上は大丈夫なのでしょうか。ちょっとそれを確認したいのですが。それとも、よろしくないことなのでしょうか。

（西井会長）

事務局、お願いします。

（治山林道課 課長補佐）

治山林道課の松嶋と申します。

この件に関しては、確かにおっしゃるよううちの許可が出る前から工事が始まっていたということで、若干無許可の状態はあったんですけども、そのまま放っておくわけにはいかないんで、安全面を見るということですぐに手続をしてもらったという例です。うちの場合、森林法の場合、1ha を超えた時点で対象になりますので、例えばそれ以下の分

でやって徐々に広がって1haを超えたところで許可を出していただくという案件になりますので、全てが全部、事前許可ということではなくて、途中から許可を出していただくというケースというのはたまにあります。

(委員)

確か昨年度も林地開発許可のほうより事業期間の始めのほうが早かったやつがあって、去年もちょっと質問をさせていただいたのですが。もしそういうことであれば、きちっとそれを分かるように書いていただきたい。ないしは、ちょっとよろしくない事例なのであればそれは書けないでしょうけど、やっぱりそれはご報告いただくべきなんじゃないでしょうか。よろしくない点は、要は、許可ももらってないのにもう形質変更を始めちゃったってやつはですね。そういうものであれば、それはそれでご報告いただきたいと思います。

(治山林道課 課長補佐)

ここは、森林法上、森林のエリアになっているのだけれども、現実には、もう木がないような状態だったので、開発事業者のほうも、最初気が付かなかったというような経緯がありました。その途中で分かったので、すぐに手続きしていただいたという事例です。こういったことは委員の方に経緯も含めて、今後、説明させていただくようにしたいと思います。

(委員)

そうか、そういう問題もあるんですね。分かりました。そしたら、そういう森林法にかかっているけど森林じゃないところって結構多いので、そういうところへの対処というのも、やっぱりこれは県民サービスの1つでもあると思いますので、是非ご検討いただければ有り難いと思います。

(事務局 北課長)

ご意見ありがとうございます。今後その辺のところも説明の段階でお話しさせていただくようにしたいと思います。

(西井会長)

よろしいでしょうか。

(なし)

(西井会長)

それでは、次に進めさせていただきます。次は、整理番号4と5、四万十(市)森林地域の縮小につきまして、事務局説明をお願いします。

(事務局 北課長)

はい。そしたら11ページからの整理番号4、それから5の四万十(市)の森林地域の縮

小案件につきましてご説明をいたします。

こちらは同一市内の開発案件であり、場所も近いことから4番と5番をまとめて記入させていただいておりますので、説明も両方併せて行わせていただきたいと思います。

まず、整理番号4番の場所は、右側の位置図の下側、県道中村下田ノ口線沿い、太平洋に面した四万十市双海地区で平野サーフビーチというのが近くにあるということでございます。森林地域の縮小面積は5haで、変更理由といたしましては、太陽光発電施設用地の造成に係る他用途転用によるものでございます。他地域との重複状況につきましては、都市地域及び農用地区域を含まない農業地域が重複しております。

次に、整理番号5番は、国道56号線沿いに東方面から四万十市に入ってすぐの大型商業店舗が立ち並ぶ場所から山側に入った四万十市古津賀地区となります。森林地域の縮小面積は2haで、変更理由は、分譲宅地造成に係る他用途転用によるものです。他地域との重複状況につきましては、都市地域及び農業地域が重複しております。

次ページ、12ページをお願いいたします。先に整理番号4の事業の概要でございますが、事業主体は下田産業で、平成20年9月に公共事業の残土処理場の造成に係る開発許可を受けて造成工事を行っており、跡地は資材置場として利用する予定でございましたが、その後、目的を太陽光発電施設の設置に変更したものでございます。本案件につきましては、平成20年度の第45回当審議会において報告事項としてご説明させていただいた案件でございます。当時の資料では、平成23年9月に完了予定となっておりますが、目的の変更に伴い事業期間がその分延長となっております。この事業の事業区域は全体で約7.4ha、図面の青色の部分が形質を変更する森林部分で、緑の部分が残置森林となっております。

次ページ、13ページに開発前の写真と現在の写真が載せております。太陽光発電設備に係る施工・管理については、株式会社ジャパン・ソーラー・パワーが行っております。施設の概要といたしましては、245Wのパネル7,587枚を設置しており、最大出力は1.87MWで、年間発電量は一般家庭約540世帯分の約194万KWhを見込んでおるとのことでございます。

整理番号4の四万十森林地域の縮小に関する説明は以上です。

引き続きまして、整理番号5の事業の概要を説明させていただきます。14ページをお開きください。事業主体は創造開発株式会社で、平成20年4月に開発許可を受け、住宅用地の造成工事を行ってりましたが、平成26年10月に工事が完了したことから、今回、正式に森林地域の面積を縮小することにしたものでございます。事業区域は約2haで、うち、形質を変更する森林は1.7haとなっております。

次ページ、15ページをお開きいただくと、着工前の写真と完成後の写真を載せております。

整理番号5の四万十森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(西井会長)

ただいまの件につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(なし)

(西井会長)

はい。それでは、次の整理番号 6、日高森林区域の縮小につきまして、事務局説明をお願いします。

(事務局 北課長)

はい。それでは、続きまして 16 ページ、整理番号 6 の日高森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。

場所は右側の位置図の下側、県道庄田伊野線沿い、エコサイクルセンター近くの日高村本村地区になります。森林地域の縮小面積は約 20ha で、変更理由といたしましては、蛇紋岩の採石に係る他用途転用によるものでございます。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域が重複しております。

次のページ、17 ページをごらんください。事業主体は東洋電化工業株式会社で、平成 6 年 5 月に開発許可を受け、蛇紋岩の採石をこれまで行ってまいりましたが、平成 27 年 1 月に事業が完了いたしましたことから、森林地域の面積を縮小するものでございます。なお、全体の事業区域は約 30ha で、そのうち、形質を変更する森林部分の面積は画面の緑色の部分、約 20ha となります。事業終了に伴いまして、この部分は造成緑地として種子吹き付け等が行われております。

次のページ、18 ページには図面上の位置からの現在の写真を載せております。

整理番号 6 の日高森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(西井会長)

はい。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委 員)

ここ日高の蛇紋岩採石跡ということですよ。それで森林でなくなったということなんですが、今、現状これを見て、後はどういうふうな計画があるのでしょうか。

かなり土砂崩れとかあって、その県道のところ、大花から出るところで、すごく水が出ると、そこに人は住んでないんですけど、家に床下まで土砂が入っているような状態なんです。

(事務局 北課長)

これから後の計画というのは特に聞いておりませんが、採石の場合は、ご承知かもしれませんが、終了した後に、この写真で見ていただくと分かりますけども、一応できるだけ元へ戻すようなことをやりなさいよというような話になっておると思います。それは具体的にどういうふうになるのかというのは承知をしておりますが、植栽等して元へ戻す。全く同じような形には当然ならないわけですが、一定、山なら山のような形にして

いくような形で対応はなされるのではないかというふうには思っております。

(委員)

あと一つは、ここは蛇紋岩地というのはすごく植物が面白いところで、変なものを植えるとまたそれは問題になります。それから危なくない状態にしておくとかかなり珍しい植物も復活してきますので、そこら辺りをまた元に戻すんだったら専門家の意見とかも取り入れて、是非、後の状態をきちんとやっぱりモニタリングしていただきたいと思います。

(事務局 北課長)

はい。これは先ほどご説明させていただいた話と関連して、一定期間が経過した中でどういう形になっているかというのはまたお示しをさせていただきたいというふうに思います。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

(委員)

私、専門が斜面防災、地すべりでございます。ということで、話を始めると良くない話だなというのがお分かりだと思うのですが、要はこの斜面の背後地って危険なんだよという話です。ちょっとこの図面だけでは造成地にかかっているのかどうか分からないのですが、研究成果として、頂上付近に広い意味での地すべりが動いた痕跡というのが認められるという話がございます。私自身が調査したわけじゃございませんが、この採石によって「それまで剥げちゃってればいいんだけどね」という話、ちょっとうちの研究コミュニティの中でそういう話がありました。これ遠くから見ても頂上が平らで、大規模な崩壊が起こりやすそうな尾根の形をしているなというのが、僕らが見た見解です。そういうところですので、ちょっと注意が必要かなと思うところと、できればそういうものは事前に分かっているといいなと思います。それは規制できるかどうかという問題は別として、そういう意味で言うと、これは林地開発許可ですので、どういう内容の審査をして許可を出しているか。つまり、この場合、治山林道課の言葉で言えば山地災害、私どもの言葉で言うと、土砂災害、地すべりになるのですが、そういうものに対する審査というものも行っているのかどうかというところをお聞きします。

(治山林道課 課長補佐)

治山林道課ですけれども、先生がおっしゃるように、確か上部にクラックが入っていたと思います。

(委員)

それは確認されましたか。

(治山林道課 課長補佐)

写真か何かで見たことはあります。ただ、その時期が、確かエコサイクルセンターができる前だったと思いますので、エコサイクルセンターを建設中に上部の17ページの上のほうに白い部分、細長い平地があるのですが、上部を一部排除した部分と、それからちょうど②の写真の矢印の先辺りだったと思いますけども、一部を押さえ盛土で滑りを止めたということを指導はさせていただいた分があったと思います。あと、下側に確か村道があるのですが、あれは確かアンカーか何かで止めたような工事をしていたように聞いております。その後の動きはどうなったかというところとちょっと手元に資料がないので分からないのですが、工事は、開発事業をやりながらできるので、排土等、押さえ盛土という工法は確かとっていたと記憶しています。

(委員)

分かりました。そうしましたら、事前に地すべり等の危険性は開発事業者がもう把握していたということですね。

(治山林道課 課長補佐)

事前というよりも、多分工事をやっている途中だったのではないのでしょうか。

(委員)

そうですね。これ切っていったら開いたんですね。

(治山林道課 課長補佐)

多分そうだと思います。

(委員)

そしたら、それは適切に報告されて行政との間でやり取りがあって、適切な処置がなされたということで理解してよろしいですね。

(治山林道課 課長補佐)

はい。

(委員)

分かりました。いずれにしても、先程、蛇紋岩の植生の話がありましたが、私ども地すべり屋から見ると、蛇紋岩を切るというのはとても緊張するところがございますので、やっぱり少し特別な意識を持って見ていただけるといいなと思います。

以上でございます。

(西井会長)

ありがとうございます。

(事務局 北課長)

すいません、ちょっと一言。今日は、担当課は来てないのですが、これ採石の関係ですのでそちらのほうの話もございます。商工のほうで担当しております、昔、私もやっておったんですがもう大分前になりましたので、どんな内容だったか定かでないのですが、大体採石場は年に1回ぐらいは回って実際に採っておる状況を確認しております。危ないところについては指導をして、幅がどれぐらいの範囲で採っていかないかとかいうのは一定あるので、そういうようなことは一応そちらのサイドからもやっておるということであらうと思います。ちょっとそこ最終的にどういう形になっているのか確認はできませんが、一定、平成6年からですけれども現地確認に行っているという状況はあると思います。

(委員)

分かりました。採石場は、かえって他の、例えばさっきの太陽光発電等々に比べると、後のモニタリング等々含めて、行政の措置ができていると考えてよろしいわけですね。

(事務局 北課長)

昔からの事業でございますので、その辺のところは一定、今までのノウハウというか蓄積がございまして、対応はされておるというふうに思っております。

(委員)

分かりました。

(西井会長)

なお、私の専門の農地につきましては砂利採取をした後は元に戻すということをきっちりやっております。

それでは、次に参りたいと思います。整理番号7。

(事務局 北課長)

はい。それでは、続きまして19ページ、整理番号7の香美森林地域の縮小案件についてご説明いたします。場所は19ページ右側の位置図に示しておりますが、香美市と大豊町の境界近く、JR繁藤駅から北東に位置します香美市土佐山田町西又地区というところがございます。森林地域の縮小変更面積は13haで、変更理由といたしましては、太陽光発電施設用地の造成に係る他用途転用によるものでございます。他の用途との重複はございません。

次のページ、20ページをお開きください。本案件につきましては、昨年度の第52回当審議会において報告事項として説明させていただいた案件でございますが、その後、事業者の地位承継と事業目的の変更がなされ、さらに形質を変更する森林面積も増加となっております。具体的には、株式会社和住が平成26年3月に開発許可を得て、資材置場の造成工事を行っていた開発事業を、平成27年9月に合同会社ジャパン・リニューアブル・エナ

ジー高知香美が地位承継し、目的を太陽光発電施設用地の造成とした後、平成 27 年 11 月に森林に係る開発面積を約 9ha から約 13ha に拡大する変更を行ったものでございます。変更後の事業完了予定は平成 29 年 9 月となっており、開発完了までには期間を要する案件でございますが、大規模な開発でありますことから、計画図の変更について先にお諮りさせていただくものです。なお、本案件は開発に係る森林面積が 10ha を超えるケースでございます。林地開発の変更許可に先立ち、高知県土地基本条例による事前協議及び森林審議会への事前の意見聴取を経た上で問題はないものとして手続を終えております。

次の 21 ページには、前回の報告時点と今回の変更後の計画の対比ができるよう、新旧の土地利用計画平面図を載せております。右側の変更後の計画図の赤い破線で囲っている部分が、全体の事業区域で約 18ha。その内側の緑に着色した部分が残置森林等で、白い部分が造成に係る区域。青の破線で囲んだ範囲が変更前の事業区域になります。前後を比較しますと、事業区域、造成に係る区域とも全体的に外側に広がる形で拡大をしております。

現地の状況につきましては、前ページの下段に写真を載せております。太陽光発電設備に係る概要といたしまして、計画では 280W のパネル約 3 万 6,000 枚を設置し、出力は 10MW で一般家庭約 3,500 世帯分の年間発電量を見込んでおるとのことでございます。

整理番号 7 の香美森林地域の案件につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

(西井会長)

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問ございませんか。

(なし)

(西井会長)

以上、ご意見ご質問ないようですので、今回諮問された 7 件の土地利用基本計画の変更につきまして、全て原案どおりということによろしいでしょうか。

(了承)

(西井会長)

それでは原案どおりとして、ただいまより答申書案をお配りしますので、確認のため事務局に朗読させていただきます。ただいま皆さんのお手元にお配りしたと思いますが、確認のために事務局に朗読させます。事務局お願いします。

(事務局 北課長)

27 国土審第 2 号。平成 28 年 2 月 3 日。高知県知事、尾崎正直様。高知県国土利用計画審議会会長、西井一成。高知県土地利用基本計画図の変更について(答申)。平成 28 年 2 月 3 日付け 27 高用対第 525 号で諮問のありましたうえのことについては、諮問どおりの変更を適当と認めます。

(西井会長)

この答申書のとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

よろしいですか。

(西井会長)

はい、どうぞ。

(委員)

諮問どおりの変更を適当と認めますというところに来て、すみません。少し心に引っ掛かるというところがあるのですが、このように、先ほども笹原委員さんのほうからもご指摘があったとおり、認めてから工事に進むのではなく、工事してからここでかけるということですので、もう本当に認めなければしかたないという段取りで進んでいくんですけど、今回は仕方ないとしても、先ほどの資料1のほうでご説明がありました、高知県の森林率というところにちょっと注目してみたんですが、現在、高知県の森林率が84.8%。これは全国一高い森林率ということで、実は、私はNPOの活動として、その森林率に誇りを持って、もっとこの森林率を楽しんでいくことはできんかという活動をさせていただいているんですけど、この数値がどうあれ、県庁のこの土地利用基本計画の審議会において、森林地域の縮小ということ、追認、追認、追認ということを重ねていけば、いずれ小さな1個の面積は1ha、2ha、最大20haという面積ですけど、確実に森林というのは減っていつて、全国一の森林率を誇る高知県でありたいとか、若しくは土地利用の割合を高めるため、あらゆる手を尽くして利用していくか、高知県は、どっちの姿勢を貫こうとしているのかというのは、せつかくですので、こういう審議会で、どっち方面に志を持っていくのかということ、共通認識として持っていたいと思いました。

(西井会長)

ただいまの〇〇さんのご提案に関しまして、皆さんどうですか。

(委員)

私、国交省の四国整備局の事業評価委員をしています。

先ほど、笹原委員がおっしゃったような地すべり対策というのを国交省はものすごく頑張っていてやっています。その頑張っていてやっていることが、ここにある2年とか3年とかの範囲じゃないんですよ。20年とか30年とか50年とかの単位でものすごい計画をしてやっているので、すごく頑張っていてやっています。それを見ているので、それと今のこの報告を比べてみて、私は、何かすごく違和感を感じました。事後報告があったり、それから太陽光についてはどこも規制ができなかったり、そんな中で、今、畠中さんが言われたように、私も誇りに思って、全国でどこに行ってもうちは森林率84%やきって、もう胸張って言いよったのが言えなくなったと思ったらちょっとショックな部分もあって、そうやって

一生懸命やっている、何十年単位で頑張っていることを、土を掘るために蛇紋岩を割った、崩れたっていうのがあるっていうのが、さっき聞いていて何か国交省のものすごく真面目なお役人たちが一生懸命頑張って何十年単位でやっていることが、こういうことで崩されていくのかなと思ったら、ちょっとものすごく寂しいものがあったのと、それから一番最初の太陽光発電の廃棄物の件で、廃棄物が安全に処理されることが、どこにも誰も分からない状況であるということはこの説明でもはっきりと分かっている。そうすると、変な話で飛躍のし過ぎかもしれませんが、原子力と一緒にやねって私、思ってしまった、その廃棄物の処理がきちんと分かってないのにいつの間にか進んでしまうっていうのを、「ああ、そうですか。もう決まったことなのでしかたないね」って、「はい、はい」って認めていいのかっていうのは、私ももう最初からすごい自分の中で悶々として聞いていました。今回はもうこうやってできているものだし、適当と認めますというふうなのに、「はい」って言うしかないのだろうと思いつつながら、確かに私も「うーん」っていうのを感じたので、黙っていられなくてしゃべってしまいました。

(西井会長)

いや、私も会をまとめておまして、ただいまのご意見のようにいろんなことをこの会でやっていって、それを積み重ねていきたいとは思ってはいるのですが、なかなかそういう機会がなくて、年に1回の会議で、しかも1日だけでございます。

(委員)

しゃべってばかりで申し訳ございません。

私、何年前か忘れちゃったけれど、新任でこの審議会の委員になるときに、用地対策課のレクのご説明を受けました。そのときに正に今、出た話ですね。例えばこの資料でいうと、資料1の1ページですね、これで用途区域、5つの用途区域があって、この総括表で計画を縛っているということなんですけれど、その時に私が質問したのが、この区域ごとに例えば面積、国土利用計画ですから何か目標というのがあるのかとお聞きしました。例えば都市区域は何haだったらいいとか、農業地域は何haだったらいいとか、そういう面積で縛ることがいいとは思いませんが、例えばそういう国土利用計画の目的案、目標みたいなものがあるのかということを確認してご質問させていただいた記憶がございます。そしたら、確かそのときのお答えが、特にそういう数値的な目標はないというご説明だったと記憶しています。今、会長含めてお三方のお話をお聞きして思うのが、やっぱりそういう土地利用の目標を、それが数字でいいとは絶対思いませんが、決めておかないと、例えば私どももここで審議するにしても いいのか悪いのか分からない。森林地域で先ほど私が蛇紋岩でちょっと指摘したところは別として、ああいう問題がありそうなところは別として、単に2ha程度の森林の伐採だからいいやっちゃって言うのが何か心苦しいというところがあると思うんですね。そうすると、例えば森林地域であればどこまで、例えばどの地域でどこまでどういう森林だったら切ってもいいのかみたいな目安がないと、何かこの審議もできないのではないかと、というふうに思っております。私の感想だと思っただけければ結構でございます。以上です。

(西井会長)

はい、貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにご意見ありませんか。

私自身も不勉強でお恥ずかしいですが、こういう法律があるということでその理念があると思います。その辺を私は余り勉強してなかったんで反省しております。正に今、笹原委員が言われましたように、国土とはどうあるべきかということですね。

(委員)

すみません、非常に細かいことなのですが、さっき、気になって聞くのを忘れていたのですが、1 ページの右下の数字ですが、どんなことになるんですか。これ意味がよく分からないのですが。

(事務局 北課長)

よろしいですか。この数字については大変申し訳ございません、これ上の数字が資料としては正しい数字でございます。土地利用基本計画に係る森林地域の取扱については、1haを超えるものについて縮小する場合を対象案件とすることになっておりますが、実態として、森林のほうの整理は、1ha 未満でも、森林でなくなれば森林からははずすような形で抜いているということがあって、若干実数とこの会でお諮りする数字とに若干乖離がございます。それをちょっとメモ的に書いたもので、この資料の数字としては上の数字が正しいということになります。ちょっと事実とは違いますけれども、この様式自体が国の様式でございます。先ほど一番最初にご説明いたしましたように、左側の現行の面積から今回変更する面積を引いてその差が右側に出てくるということで、この右側の数字がまた次年度左側に移るといいますので、先ほど言いましたように、森林の担当部局が押さえている数字とは少しこの会の数字は乖離が出てございます。資料の在り方としてこうなっておりますというふうにご理解をいただいたらと思います。

(委員)

全部が全部五地域に入るといのは、五地域としては地域で、全部は県土面積のもとになるというわけではないですか。五地域は重なっている部分もあるんですよね。

(事務局 北課長)

重なっています。

(事務局 北課長)

先ほど説明の中でもお話しさせていただきましたけど、重複した地域というのはそれぞれで面積をカウントしていますので、それぞれの五地域の面積を足すと、要するに県土の面積より大きくなるということになります。

(委員)

縮小したからといって必ずしも同じ面積が拡大面積でどっかに入るっていうわけでもないんですよ。

(事務局 北課長)

縮小した部分はその地域の面積だけが減るという形になります。

(委員)

だから、他の地域に必ずしも当てはまるというわけではないのですよね。50減ったから、要はプラスマイナスゼロに、国土面積は変わらないんだからというわけではないんですよ。

(事務局 北課長)

先ほどお話ししましたように、重複している区域はそのまま残っていると、面積上はですね。例えば、農業地域であれば農業地域の網がかかっている。ただそれと森林の地域とダブっておったところが森林の地域ではなくなったと、そういうことでございます。何もかかってないものが、要するに白地地域ということになるというふうにご理解いただければと思います。

(委員)

今の説明で分かりました。はい。ありがとうございます。

(事務局 北課長)

西井会長、ちょっとよろしいでしょうか。

先ほどからいろいろな委員さんからご意見を頂いております。ありがとうございます。

最初にご説明させていただきましたように、本審議会のご意見につきましては、それぞれの場でまたお話をさせていただきたいと思っております。ただ、現状につきまして、例えば終わった後どうなるというのは、今、国のほうの担当課でも余り考えておらず、やはり、今活用されていない土地をどのようにこれから活用していくかというようなところに視点がいつておるなというふうには思っております。今後も先ほどお話しさせていただきましたように、この審議会でご頂いたご意見につきましては、何らかの形で、国あるいは他県のほうとも協議をして情報発信はさせていただきたいと思っております。

(西井会長)

よろしいでしょうか。

「高知県土地利用基本計画報告事項について」

(西井会長)

それでは、続きまして、開発許可等の状況に係る報告事項に移りたいと思っております。それ

では事務局、報告案件の整理番号1、高知森林地域の縮小について説明を願います。

(事務局 北課長)

はい、それでは、報告案件についてご説明をさせていただきます。

資料2の22ページをお開きください。「土地利用基本計画の報告事項について」ということで、見出しに林地開発許可等の状況を載せております。今回は、高知、それから土佐市、四万十町、大月の各森林地域の縮小の変更案件4件について報告をさせていただきます。

まず、23ページの整理番号1の高知森林地域の縮小に係る変更案件でございます。場所は、右側の位置図に示しておりますが、高知自動車道の北側、旭グリーンヒルズの西側に位置します高知市尾立(ひじ)地区になります。森林地域の縮小面積、変更面積は6haで、変更理由は、グラウンド用地として利用することによるものです。他地域との重複状況につきましては、都市地域、ここは市街化調整区域でございますが、それと農用地区域が重複しております。

次に、24ページをお開きください。事業目的といたしましては、学校法人高知学園が事業主体となって、野球のグラウンド整備のための造成工事を行うものでございます。今回の林地開発につきましては、学校法人が事業主体であることから、平成26年11月に開発協議を行い、事業期間は、平成28年3月末までの計画となっております。事業区域は、赤線で囲んだ部分、うち、薄い黄緑の部分が造成敷地で、薄い緑の部分が残存の森林となっております。

25ページには、前ページの平面図、右上の方向から撮影をした現地の写真を載せております。

整理番号1の高知森林地域の縮小に関する説明は以上です。よろしく願いいたします。

(西井会長)

ほかにご意見、ご質問等はございませんか。

ないようでしたら、次の整理番号2、土佐森林地域の縮小、説明願います。

(事務局 北課長)

はい。それでは、26ページをお開きください。整理番号2番の土佐森林地域の縮小に関する変更案件でございます。場所は、右側の位置図に示してございますが、土佐市の北西、佐川町との境に近い土佐市甲原地区でございます。森林地域の縮小変更面積は2haで、変更理由といたしましては、楮畑として利用するということによるものでございます。他地域との重複状況につきましては、都市地域、農用地区域を含まない農業地域となっております。

次の27ページをごらんください。事業の概要といたしましては、株式会社グリーンアグリが事業主体となりまして、楮の植生農地の造成工事を行うもので、平成27年9月に開発

許可を受け、事業期間は、平成 28 年 9 月末までの予定となっております。事業区域は、少し見づらいのですが、赤線で囲んだ部分となっております。その中で、黄色く塗った部分が形質を変更する森林であり、濃い緑色の部分が残置森林、白色の部分が地域森林計画の対象外の土地となっております。

次の 28 ページは、着手前の現地の写真を掲載しております。

整理番号 2 番の土佐森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西井会長)

はい。ご質問、ご意見ございませんか。

(委員)

質問ですが、結局この利用目的が楮ですので、私、余り詳しくはないのですが、山に紙の原料で山に植わっているのかなと思っていましたが、現状は余りきれいな山じゃないので、これをきれいに斜面状にしてやると思うのですが。質問の内容は、これを森林区域は外してって言っていると思いますが、今度は楮を植えて植生農地にするので農用地区域になると思うのですが、結局、農用地にもともと入ってないから変更しないっていう。今回ここは森林区域の用途だけ除外して農用地区域に入れるっていう話ではないっていう、そういう理解でよろしいでしょうか。もともと白地だから。

(事務局 北課長)

今、お話があったとおり、要するに森林、白地といいますか、ここは、都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。それはそのまま残ると。ただ、森林の部分だけを除くという形になります。

(委員)

了解です。

(西井会長)

ほかにございませんか。

それでは、次の整理番号 3、四万十(町)森林地域の縮小について説明をお願いします。

(事務局 北課長)

29 ページをお開きください。整理番号 3 番の四万十(町)森林地域の縮小に係る変更案件でございます。場所は、四万十町中央インターチェンジから国道 56 号線を中土佐町方面に進んでいただき、JR 仁井田駅に近い四万十町仁井田地区になります。森林地域の縮小面積は 4ha で、変更理由といたしましては、太陽光発電施設用地として利用することによるものです。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

次の 30 ページをお開きください。事業の概要といたしましては、事業主体はハレオンジヤパンエネルギー株式会社。事業目的は、太陽光発電施設の造成工事で、平成 26 年 11 月に開発許可を受け、事業期間は、平成 27 年 11 月 18 日までの予定となっております。事業は現時点では完了しておりますが、本審議会でお諮りする変更案件については、国との事前協議をしており、その段階ではまだ完了検査が終わっていなかったことから、今年度は報告案件ということで報告をさせていただくものでございます。事業区域は、これもちょっと見にくいのですが、オレンジ色の線で囲んだ部分で約 7.5ha あり、濃い緑色の部分が残置森林、黄色の部分が形質を変更する森林部分となっております。下欄に現地の 7 月時点の写真を掲載しております。太陽光発電設備に係る概要としまして、最大出力は 2MW で、年間発電量は、一般家庭約 800 世帯分の 266 万 kWh と見込んでいるとのことでございます。

整理番号 3 の、四万十森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしく願います。

(西井会長)

ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご質問ないようでしたら、次の整理番号 4 番、大月森林地域に入ります。

(事務局 北課長)

31 ページをお開きください。整理番号 4 番の大月森林地域の縮小に関する変更案件でございます。最初に、通常、本審議会で諮問・報告案件としておりますのは、縮尺 5 万分の 1 の土地利用基本計画図に反映できる大きさ。実測上でいいますと、100m 四方の正方形 (1ha) 以上の面積範囲で行われた開発行為であり、例えば、道路など幅が狭く計画図に変更箇所の反映ができないものにつきましては、基本的に対象としておりません。しかし、開発範囲は狭くても開発に係る面積が大きくなれば、土地利用計画における影響も大きいことから、土地基本条例における事前協議の対象となった開発行為につきましては、土地利用計画基本図の変更案件とならない場合でも、本審議会でご報告をさせていただくことになっております。場所は、大月町の大洞山の尾根伝いに弘見、鉾土、橘浦、頭集の地区にまたがったところでございます。森林地域の縮小変更面積は 17ha で、変更理由といたしましては、風力発電施設及び作業道として利用することによるものでございます。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

次に、資料の 32 ページをお開きください。事業の概要といたしましては、事業主体は本風力発電事業の建設・運営のために設立されました特定目的会社である合同会社グリーンパワー大月で、この会社の親会社は株式会社グリーンパワーインベストメントとなっております。事業目的は、風力発電所の建設及びこれに付随する作業道及び組立ヤードの築造でございます。形質を変更する森林が 17ha であることから、高知県土地基本条例に係る事前協議、森林審議会を経まして、平成 27 年 8 月に開発許可を受けており、事業期間は、平成 29 年 12 月までの予定となっております。施設の概要といたしましては、道路の延長は幹線が 6,715.7m、支線が 779m で、風車の数は 11 基、総出力が 3 万 3,000kWh となつて

おります。なお、当該事業は地元の大月町と事業者との間での協定書を交わし、協力体制の下進めており、道路完成後、風車管理道を除いた部分は、町が観光資源として活用する方針と聞いております。

最後のページ、33 ページに、着工前及び完成イメージ図を載せております。

整理番号4の大月町森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西井会長)

ただいまの件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(委 員)

私が発言すると心配性のお話でございますが、どこは申しませんが、こういう風力発電所を作ったところってというのは、大体山の上の尾根の上ですが、尾根の上だから硬くて大丈夫だろうと一般的には思われているのですが、そうでもなくて、例えば、先ほどの日高村の場合も尾根に割れ目出ましたよっていう話だったんですけど。一般論ですが、例えば、尾根地形でも、尾根の幅が比較的広いところは、長い間の重力変形を受けていて変形している場合がございます。かなりの割合でございます。ですから、そういうところを切る、盛る、土工をやるということは、細心やっぱり注意が必要であるということがございます。それで、ここの地形、例えば32ページの5,000分の1の森林基本図、ちょっとよく見えませんが、とか、33ページの遠くからの写真を見ると、そういう我々が見てちょっと気持ち悪いような平坦な尾根ではないなとは思っているのですが、やっぱり他地域でそういう話があったと伺ったことがありますので、そういう意味での防災上の調査っていうんでしょうか、そういう地すべり等々の調査っていうところはしっかりしていただきたいなというふうに考えております。風力発電の施設自体は母体がそれほど大きいものではないので、こいつが乗ったから地すべり起こるというよりは、土工によって起きる可能性がある。特に、風力発電施設のみではなくて、資材置場みたいな平場も作るというお話でしたので、それだけ切る面積が大きくなりますね。ですから、ちょっとそこは注意して見ていかないといけないと思うし、事業主体にもそれはお話をしておいていただけないかなと思います。ただし、先ほどお話をしたように32、33の地図と写真を見る限り、私の目から見ると硬そうなところだなというふうには思います。

以上でございます。

(西井会長)

ありがとうございます。

ほかにご意見、ございませんでしょうか。

「その他」

(西井会長)

それでは、次に議題の3番目、その他として、事務局から何かございませんか。
はい、どうぞ。

(委員)

ここの報告事項にはまだ入ってないのですが、私が今一番心配しているのは、土佐清水市大岐の太陽光発電の計画がどうなっているのかってことです。

昨日、大岐出身の人とちょっと話したんですけど、地元の反対があれば作らないっていうことを聞いているっていうけれど、実際は全然どうなっているのか分からないようです。また、片方では計画がどんどん進んでいるとも聞きます。さっきもいろんな太陽光発電について、作るのはたやすい、廃棄処分については、何も事後のことは決まってないのにどんどん設置されている。その計画のあるところは照葉樹林です。そういったことをやっぱりキャッチして、あそこは絶対作るべきではないので、いつの間にかそういった計画が申請されて、受理されて事業が始まっているっていうことがないように、きちんと知っていただきたいと思います。そういった情報があったら事前にとりあえず、やっぱり知らないうちにどんどんこうなっていくというのが、物すごくむなしさを感じますので、よろしくをお願いします。

(事務局 北課長)

会長、よろしいでしょうか。

土佐清水市の大岐ノ浜のメガソーラーの開発につきましては、新聞等でかなり大きく報道されておりまして、皆さんよくご存じのお話かと思えます。具体的にこちらのほうにお話が来ているわけではございません。非常に大きな開発と聞いておりますので、今の開発の規模でいきますと、事前に土地基本条例の事前の審査といいますか、協議が必要になってきます。その後で林地開発等あればこれらの手続きも必要になるというふうを考えております。ただ、具体的に計画の詳細を示してもらってお話があったわけではないので、今の段階では何とも申し上げられないという状況です。土地基本条例に上がってくるといふことであれば、土地基本条例の考え方にのっとりまして、適切に判断をしていくことになるだろうというふうには思っております。

(西井会長)

はい。よろしいでしょうか。

(委員)

そういうことをいつも言われるけど、いつの間にかという例は多いですので、それぞれ縦割りじゃなくて、横とのつながりを密接にしていきたいと思えます。

(西井会長)

それでは、ほかになければ、事務局から何か、その他で議題ございませんでしょうか。

(事務局 北課長)

その他の議題は特にございませんが、本日はご審議いただきましてありがとうございます。答申をいただいた内容につきましては、国のほうとまた協議をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(西井会長)

委員の皆様からも、最後にもう一つというか、何かありませんか。

(西井会長)

私も会の進行にどれだけ役に立っているか分かりませんが、いつやりましてもすかつとした気持ちでは帰れないですね。

(西井会長)

皆さんそれぞれいろいろ意見を出していただいたのですが、達成感ということに結び付かない。横の連絡うんぬんもありますけども、大概その理念というか、それが一体何か全然分からないです。ただ、エネルギーの確保ということで今、風力、太陽光が突っ走っている感じですが、そのうち水力、火力もと、そんなことになってくるかとは思っています。

皆さんとはまだまだいろいろ意見を交わしたいところがございます。本日もお時間のある方には後でと思ったことですが、私が体調を崩しているため申し訳ありません。またいつか機会を持って忌憚のない意見の交換をしたいと思っておりますが、その節は事務局から案内が行くと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ということで、以上で審議を終了させていただきます。

今回も熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。ご協力に感謝いたします。

今後とも高知県の土地施策にご協力賜りますようお願い申し上げます、進行を事務局へお返しします。

(司会)

会長を始め、委員の皆様、長時間にわたるご審議お疲れ様でした。

これもちまして、高知県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。